

第3 健康増進課の業務

1 健康づくりの推進

「県民の健康と生活の質の向上」を基本目標として策定された「健康ふくしま21計画」に基づき、「健康寿命」の延伸を目指し、21世紀における県民健康づくり運動の総合的推進を図っていきます。

特に、働き盛りの世代を中心とした生活習慣病予防を図るため、地域保健と職域保健が連携した対策を推進する必要があります。また、生活習慣の改善につながる健康情報の提供や、飲食店や給食施設等、食を提供する施設における食環境の整備を進めていくことが重要となっています。

(1) 地域・職域連携推進事業

「健康ふくしま21計画」に掲げる目標達成に向けて、平成19年度から設置した県中圏域地域・職域連携協議会等を開催し、地域・職域における生涯を通じた健康づくりの連携システムのあり方の検討や相互に活用できる連携事業を実施し、効果的な健康づくりの推進を図ることを目的に事業を実施しています。

ア 県中圏域地域・職域連携協議会の開催 1回

日時：平成22年12月15日（水）13：00～15：00 出席者 24名

参集者：学識経験者及び構成機関（労働基準監督署、労働基準協会、商工会議所、商工会連合会、労働者代表、協会けんぽ、事業所代表、医師会、歯科医師会、地域産業保健センター、健診機関、圏域市町村等）からの代表者
協議事項：県中圏域地域・職域連携推進事業実施状況及び平成22年度事業計画（案）

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施・推進について

イ 県中圏域地域・職域連携協議会ワーキンググループ会議 1回

日時：平成22年9月30日（木）13：30～15：30 出席者 11名

協議事項：小規模事業所への特定健診等の実態から周知方法、健診受診状況等に関する課題について

特定健診等の周知方法及び実施・推進に向けた今後の対策について

ウ 事業所（特に小規模事業所）の健康づくり体制整備の推進に向けた支援の充実

「職場の健康づくりパンフレット」の作成・配布 6,500部

(2) 喫煙対策（受動喫煙防止）事業

喫煙は、各種がんや循環器疾患・呼吸器疾患等様々な疾病の誘因の一つとなります。

また、非喫煙者の健康に影響を及ぼす受動喫煙や未成年者の喫煙による健康影響等、健康に大きな影響を及ぼします。

よって、たばこによる健康影響を減らしていくために、禁煙支援、分煙対策、防煙対策を推進していく必要があります。

具体的には、受動喫煙や未成年者の喫煙に関する情報提供及び禁煙相談（所内面接、電話、電子メール）窓口の設置や、5月31日の「世界禁煙デー」、5月31日から6月6日の「禁煙週間」に合わせたたばこに関する情報の普及啓発等を行っています。

管内の公共施設等の禁煙化・分煙化状況

(公共施設の分煙化実態調査結果 平成22年5月県健康増進課)

施設分類	総数	敷地内 終日禁煙	施設内 全面禁煙	空間分煙	対策なし	空間分煙 率(管内)	空間分煙 率(全県)
市役所・町村役場(本庁舎)	11	0	5	6	0	100.0%	93.2%
市役所・町村役場(支所等含む)	11	0	6	5	0	100.0%	91.8%
保健センター等(保健施設)	21	5	15	0	1	95.2%	94.2%
保健センター等(福祉施設)	20	2	13	4	1	95.0%	89.5%
公立医療機関	4	2	2	0	0	100.0%	100.0%
体育施設	111	15	51	41	4	96.4%	92.2%
文化施設	19	3	14	1	1	94.7%	95.3%
公立保育施設	45	36	9	0	0	100.0%	100.0%
幼稚園	26	26	0	0	0	100.0%	99.0%
小学校(分校含む)	75	56	19	0	0	100.0%	90.0%
中学校	35	18	14	3	0	100.0%	100.0%
計	378	163	148	60	7	98.1%	95.9%

※空間分煙率＝(敷地内終日禁煙数＋施設内全面禁煙数＋空間分煙数)÷総数×100

(3)健康増進事業技術的助言の実施

健康ふくしま21計画及びがん対策推進計画の推進のため、福島県生活習慣病検診等管理指導協議会提言や既存の統計資料等を踏まえ、市町村の健康増進事業が効果的に推進されるよう市町村に対し技術的助言を行っています。

年度	21年度	22年度
実施件数	4町村	4市町

(4)「食育推進支援事業」について

平成19年3月に策定された「福島県食育推進計画」の見直しを行い、平成23年3月に策定された「第二次福島県食育推進計画」(以下「県計画」という。)に基づき、その円滑な推進を図るため、地域における推進体制を整備し、横断的に関係機関が連携し、総合的かつ計画的に食育を推進していくことを目的に事業を実施しています。

ア 「食育推進運動」の実施(食育月間、食育の日の普及啓発)

6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」としての普及啓発活動

日時：平成22年6月19日(土)9:00～14:00

場所：JAすかがわ岩瀬はたけんぼイベント広場

参加者：1,000名

内容：食育推進関係のリーフレットの配付、ポスターの掲示、食育推進普及用ポケットティッシュ等の配付、健康相談コーナー(健康・栄養・歯科相談)

イ 未来（ゆめ）づくり食育事業における研修会等の開催

・「未来づくり食育計画作成支援研修会」の開催

日時：平成22年8月9日（月）13:00～16:30 三春町保健センター
出席者 42名

平成22年8月23日（月）13:00～16:30 たまかわ文化体育館
出席者 62名

対象：幼稚園、保育所、市町村、市町村教育委員会、農政関係機関、地域ボランティア等の食育関係者

内容：説明「管内の食育計画の作成状況と今後の課題」
事例発表

・市町村の視点から「市町村食育推進計画と共同で、元気な地域づくりを」

・歯科の視点から「歯科領域からの食育推進の必要性」

・農政の視点から「農政分野における食育推進の取り組み」

グループワーク「地域全体で食育を効果的に推進しましょう」

・「バランスビンゴカード普及講習会」の開催（上記研修会と同日開催）

日時：平成22年8月9日（月）13:00～16:30 三春町保健センター
出席者 42名

平成22年8月23日（月）13:00～16:30 たまかわ文化体育館
出席者 62名

対象：幼稚園、保育所、市町村、市町村教育委員会、農政関係機関、地域ボランティア等の食育関係者

内容：バランスビンゴカードの使い方及び管内の取り組み状況
すくすくすごろくの活用方法

ウ 食育に係わる地域機関、関係者への技術的支援

「うつくしま健康応援店の推進」、「給食施設における助言指導」、「食生活改善推進員」の育成への市町村支援等

- ・うつくしま健康応援店数 87 店舗
- ・食生活改善推進員数 400 名
- ・給食施設における助言指導 173 施設

(5) 食環境整備推進事業

飲食店等に対し、個人が望ましい食生活を選択実践できるよう、メニューの栄養成分表示や健康に配慮した食事の提供に取り組んでもらうことで、安心して外食を楽しむ食の環境整備を図る必要があります。このため、市町村、食生活改善推進員等の協力を得ながら事業を実施しています。

ア 事業の周知・普及と応援店の広報について

県中保健福祉事務所ホームページによる事業の周知

市町村広報誌等の周知

イ うつくしま健康応援店登録店（87 店舗）

年 度	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
店舗数(累計)	14	34	45	68	83	81	87
内 訳	新規	11	21	11	24	19	7
	取消等	0	-1	0	-1	-4	-1

ウ うつくしま健康応援店健康づくり講座等 9回 200名
 エ 情報提供・相談 75 件

(6) 特定給食施設管理事業

健康増進法により、給食を通して喫食者の健康増進を図ることを目的に、巡回指導及び講習会を実施しています。

ア 給食施設数及び栄養士配置状況

	平成21年度			平成22年度		
	給食施設数	栄養士配置施設数 (配置率)	県配置率 (%)	給食施設数	栄養士配置施設数 (配置率)	県配置率 (%)
特定給食施設	94	71 (75.5 %)	79.9	96	70 (72.9 %)	
小規模特定給食施設	81	41 (50.6 %)	51.8	79	43 (54.4 %)	
合計	175	112 (64.0 %)	67.2	175	113 (64.6 %)	

* 特定給食施設 : 1回100食以上又は1日250食以上の食数
 小規模特定給食施設 : 1回 20食以上又は1日100食未満の食数

イ 平成22年度巡回指導時の給食施設の状況 (評価)

対象者の健康の維持・増進のため、生活習慣病の予防や過剰摂取による健康障害とならないように配慮された食事の提供がされている施設かを、栄養管理自主点検票により評価しています。

給食施設においての健康に配慮した食事の提供する施設と食品安全対策の評価についても、毎年度の推移を確認しています。

(平成22年度)

施設の種類	施設数	実施設数	指導率 (%)	総合評価			健康に配慮した食事の提供			食品安全対策		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
学 校	62	61	98.4	59	2	0	59	1	1	61	0	0
病 院	11	11	100	11	0	0	11	0	0	11	0	0
介護老人保健施設	7	7	100	7	0	0	7	0	0	7	0	0
老人福祉施設	30	30	100	28	2	0	27	1	2	28	2	0
児童福祉施設	39	39	100	37	2	0	37	1	1	37	2	0
社会福祉施設	4	4	100	4	0	0	4	0	0	4	0	0
事業所	17	16	94.1	15	1	0	15	1	0	15	1	0
寄宿舎	4	4	100	2	0	2	2	0	2	2	0	2
その他	1	1	100	1	0	0	1	0	0	1	0	0
合計	175	173	98.9	164	7	2	163	4	6	166	5	2
改善状況	平成22年度評価 (%)			95	4	1	94	2	4	96	3	1
	平成21年度評価 (%)			97	3	0	97	2	1	98	2	0
	平成20年度評価 (%)			96	3	1	95	4	1	96	4	0

(評価の判定) A : おおむね良好 B : 少し改善が必要 C : 早急に改善するために保健所の指導が必要

ウ 巡回指導・研修会・個別相談件数

対象施設 175 施設 (平成22年度)

巡回指導件数	173 件	指導率	98.9 %
研修会	8 回	延べ	349名
個別相談	141 件		

(7) 地区組織（食生活改善推進員）育成支援事業

当管内市町村における食生活改善推進の組織形態はボランティア組織となり、自主性のある組織運営が求められていることから、市町村を通して会員増、組織強化を支援しています。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
会員数	428名	425名	417名	422名	400名

(8) その他の事業

ア 特別用途食品許可事務及び栄養表示基準制度普及啓発事業

特別用途食品の申請許可と栄養表示の指導を随時行い、誇大広告等の指導も行っています。

・栄養表示基準制度の相談 8 業者 8 食品

イ 栄養指導事業 個別 97名、 集団 7回 230名

ウ 栄養士・管理栄養士免許申請事務 申請 23件、 相談等 延べ 84名

2 歯科保健対策の推進

人生80年代を迎え、地域住民が歯の健康を保ち生涯自分の歯で食べる楽しみを持つなどの質の高い生活を送るためには、ライフステージに応じ、具体的な目標を掲げた歯科保健計画を立て、関係機関との連携のもと、これを推進していく必要があります。

(1) ヘル歯一ケア推進事業

口腔のケアの自立と介護者による援助を支援するため、口腔保健指導の必要な在宅療養児者及び障がい児者施設の入所者、職員等に対し、口腔のケアの助言指導を行っています。

平成22年度口腔保健指導実施状況

○ 在宅療養者

訪問指導実施者数（延べ）		
難病者	心身障がい児者	その他
6人	8人	11人

○ 施設入所者・通所者

訪問回数		指導実施者数	
実	延べ	実	延べ
12施設	12回	236人	236人

(2) 市町村歯科保健強化推進事業

地域特性に応じた支援体制の構築を図り、市町村における歯科保健対策の充実を図れるよう支援を行っています。

ア 歯科保健情報システムの運用

市町村の歯科保健情報を分析活用

イ 市町村歯科保健強化推進研修会の開催 1 回 28名

ウ 市町村歯科保健強化推進検討会の開催 1 回 15名

(3) 歯周疾患予防支援事業

唾液を使用した歯周疾患のスクリーニング検査を活用した歯科保健教室・歯科保健指導等を実施することにより、住民ならびに地域保健関係者への歯周疾患予防に対する意識向上や予防行動、予防活動を支援することを目的に行っています。

ア 歯周疾患予防セミナーの開催 3回 48名

(4) 地域歯科保健活動推進事業

保健所における歯科保健対策の推進を図ることにより、地域保健対策における歯科口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進させることを目的に行っています。

ア モデル市町村への技術的支援の実施 16回

3 原爆被爆者対策の推進

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、各種手当等の支給により、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。なお、平成22年度の実績は以下のとおりです。

(1) 被爆者健康手帳所持者 13名

(2) 原子爆弾被爆者健康診断

定期健康診断は年2回（6月、11月）がん検診は年1回（11月）実施しています。

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給

(平成22年度)

手当の種類	支給要件	人数
健康管理手当	造血機能障害等の11障害を伴う疾病にかかっている被爆者に支給。	9名
保健手当	原爆投下の際、爆心地から2km以内の地域内で直接被爆した人と、その当時その人の胎児であった方に支給。	1名
葬祭料	被爆者が死亡した時、葬祭を行う方に支給。	0名

4 難病対策の推進

(1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業は、原因が不明で治療方針が未確立であり、かつ、生活面への長期にわたる支障がある56疾患（表）を対象としています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
患者数	1,035	1,086	1,166	1,213	1,397

(平成21年10月1日より、対象疾患が45疾患から56疾患に変更となりました。)

(2) 管内特定疾患治療研究事業対象者承認者数(P 8 1へ記載)

(3) 難病在宅療養者支援体制整備事業

原因不明で、経過が慢性にわたる疾病を抱えた患者や家族は、療養上の不安や精神的負担が大きい現状があり、適正な相談や情報提供の体制を整備するとともに、保健・医療・福祉の連携強化を図る等、療養生活の支援体制整備を図っていく必要があります。

ア 難病患者地域支援連絡調整事業

・難病患者地域支援連絡会議

開催回数：1回、内容：在宅療養支援体制整備に向けた検討

参集機関名等：管内市町村、医師会、歯科歯科会、専門医、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回 数	1	1	1
参集者数	29	34	25

・難病患者地域支援連絡会議検討部会

回 数：2回

参集者数：13名

内 容：①難病患者のレスパイト入院に関する情報の整理
 ②神経難病患者に対するレスパイト入院に関する調査について
 ③神経難病患者の入院に係る支援体制について

・難病患者在宅ケア調整会議

平成20年度	平成21年度	平成22年度
実4件、延4件。 対象疾患：神経系疾患 (4件全て)	実3件、延5件。 対象疾患：神経系疾患 (5件全て)	実1件、延1件。 対象疾患：神経系疾患

イ 相談指導事業

電話、来所相談、家庭訪問等により、療養生活に関するサービス等の情報提供を随時行い、療養生活を支援する必要があります。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
家庭訪問	100	93	42
来所相談	1,310	1,350	1,708
電話相談	713	1,048	800

ウ 医療相談事業

神経難病の疾患を中心に、患者や家族に対して、難病に関する専門医師等による医療及び療養生活に係る相談や助言等を行い、疾病に対する不安の軽減や患者・家族の交流を深めることを目的として実施しています。

・平成22年度実施状況

在宅神経難病患者・家族等を支える療養支援体制整備に向け、疾病等に対する不安の軽減、患者・家族の生活の質の向上を図ることを目的に、管内3方部（須賀川、田村、石川）で実施しました。

また、各関係者の資質向上のため、訪問介護事業所、訪問看護ステーション等の支援者にも案内し、研修の場としても活用できるようにしました。

対象者：筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症患者・家族。

- ・平成20年度～22年度の実施状況（枠内人数は、出席人数）

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
神経難病(脊髄小脳変性症、パーキンソン病等)	患者等 30人 関係者 81人	患者等 33人 関係者 85人	患者等 49人 関係者 21人

エ 訪問診療事業

理学療法士が患者宅を訪問し、患者や家族の相談を行っています。

- ・平成22年度実施状況

パーキンソン病の患者1名に対し、理学療法士による療養生活環境整備や自宅でできるリハビリテーション等に関する助言を行いました。

平成20年度～22年度の実施状況

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施回数	1	1	1
件 数	2	2	1

(4) 人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施しています。

年 度	患者数	訪問看護ステーション数	訪問看護の回数
平成20年度	3	5カ所	320
平成21年度	4	5カ所	359
平成22年度	3	5カ所	348

(5) 難病患者等居宅生活支援事業

地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進し、生活の質の向上を図ることを目的として、市町村で実施しています。

ア ホームヘルプサービス

イ 短期入所事業（ショートステイ）

ウ 日常生活用具給付（17品目）

（動脈血中酸素飽和度測定器：パルスオキシメーターは本事業独自品目）

事業実施市町村：須賀川市 3事業（ア・イ・ウ）実施

鏡石町 日常生活用具給付事業実施

古殿町 短期入所事業実施

(2) 管内特定疾患治療研究事業対象者承認者数

(平成23年3月31日現在)

	須賀 川市	田村 市	鏡石 町	天栄 村	石川 町	玉川 村	平田 村	浅川 町	古殿 町	三春 町	小野 町	計	
1	ベーチェット病	14	7	4	2	4	5	1	1	0	5	4	47
2	多発性硬化症	20	6	1	0	2	0	0	0	0	5	3	37
3	重症筋無力症	12	5	2	0	1	2	1	0	1	1	2	27
4	全身性エリテマトーデス	37	14	8	3	9	0	3	4	1	7	5	91
5	スモン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	再生不良性貧血	5	4	2	1	0	1	0	0	0	1	0	14
7	サルコイドーシス	17	3	3	0	1	1	1	0	1	1	0	28
8	筋萎縮性側索硬化症	7	6	0	0	0	2	0	1	1	3	1	21
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	30	14	6	0	9	2	3	2	1	5	5	77
10	特発性血小板減少性紫斑病	29	10	5	0	5	2	1	2	1	7	0	62
11	結節性動脈周囲炎	7	8	1	2	0	0	0	2	0	3	1	24
12	潰瘍性大腸炎	70	30	9	2	9	11	5	9	9	19	12	185
13	大動脈炎症候群	6	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	10
14	ピュルガー病	4	4	1	1	3	1	0	0	3	1	1	19
15	天疱瘡	8	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	13
16	脊髄小脳変性症	14	8	1	2	1	0	7	1	0	7	2	43
17	クローン病	21	12	2	2	2	5	1	1	0	3	4	53
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
19	悪性関節リウマチ	7	3	3	0	1	0	0	0	0	3	3	20
20	パーキンソン病関連疾患	59	45	11	6	14	5	4	10	8	20	11	193
21	アミロイドーシス	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
22	後縦靭帯骨化症	27	7	4	2	7	1	2	2	0	4	5	61
23	ハンチントン病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	12	8	1	1	5	0	2	2	2	4	0	37
25	ウェゲナー肉芽腫症	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	4
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	21	13	6	0	2	3	2	2	2	5	7	63
27	多系統萎縮症	5	2	2	1	2	0	4	0	2	3	1	22
28	表皮水疱症（接合部型・栄養障害型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
29	膿疱性乾癬	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
30	広範脊柱管狭窄症	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
31	原発性胆汁性肝硬変	14	6	2	0	8	1	2	2	1	7	4	47
32	重症急性膵炎	2	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	7
33	特発性大腿骨頭壊死症	4	3	2	1	3	0	0	1	0	4	3	21
34	混合性結合組織病	10	9	1	1	1	1	0	0	0	5	0	28
35	原発性免疫不全症候群	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
36	特発性間質性肺炎	5	2	0	1	2	3	1	0	3	4	1	22
37	網膜色素変性症	14	11	5	0	4	3	7	1	1	11	2	59
38	プリオン病	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
39	肺動脈性肺高血圧症	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
40	神経線維腫症	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4
41	亜急性硬化性全脳炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
42	バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
44	ライソゾーム病（ファブリー病含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	副腎白質ジストロフィー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	脊髄性筋萎縮症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	球脊髄性筋萎縮症	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
50	肥大型心筋症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	拘束型心筋症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	ミトコンドリア病	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	黄色靭帯骨化症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
56	間脳下垂体機能障害	11	2	0	2	3	2	0	0	0	7	2	29
	計	508	252	82	31	103	51	49	50	39	152	80	1,397
	遷延性意識障害	1											1
	先天性血液凝固因子障害	1	2								3	3	9